インターネットでの既成市街地の確認方法(2014.1.運用開始)



用途地域等 その他の地域地区

地区計画

都市施設

日影規制

市街地開発事業等

<u>その他の土地規</u>制

川崎市都市計画情報インターネットサービスの画面が開いたら、 左側のメニューから その他の土地規制 を選択します

100

12.3 <u>地区計画(五月台地区地区計画)の変更</u>に伴い情報を更新しました。 12.3 <u>預別接地保全地区(</u>廣場寺谷特別接地保全地区日か1地区)の決定に伴 報を更新しました。

地保全地区 (黒川西谷特別設地保全地区)の変更に伴い情報を更新し

特別機地保全地区(平特別線地保全地区(まか4地区)の決定に伴い情報を要 新しました。

特別録地保全地区(多摩特別録地保全地区ほか1地区)の変更に伴い情報

初めて利用する方へ

さっそく地図を見る

第市計画情報 用途地域等 その他の地域地区 地区計画 都市局設 市街地開発事業等

市動地用元単元50 日影規制 ネッ約の土地規制



対象の住所を検索し、地点をクリックすると、ポップアップ画面に属性情報が表示されます

 ①属性情報の見方
●既成市街地の区域 '内' である場合 (表示): 既成市街地
●既成市街地の区域 '外' である場合 (表示): 既成市街地外 (近郊整備地帯)
②既成市街地の境界線について 凡例のとおり、青い二重線が

既成市街地内外の境界線となります

(川崎区・幸区・中原区は、全域が既成市街地の区域内であり、 麻生区は全域が区域外です)

③その他

地図の基本的な利用方法については、 川崎市都市計画情報インターネットサービスのページ((4)の画面)にある 「はじめて利用する方へ」を参照してください

> 問い合わせ先:まちづくり局地域整備推進課 (電話044-200-2753)